

## 雇用就農推進施設等整備事業推進協議会の設置について

4 産労農振第 3015 号

令和 5 年 3 月 31 日

一部改正 6 産労農振第 2992 号

令和 7 年 3 月 26 日

### 第 1 設置

雇用就農推進施設等整備事業実施要綱（令和 5 年 3 月 31 日付 4 産労農振第 2793 号。以下「実施要綱」という。）第 7 の 1 に基づき、雇用就農推進施設等整備事業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 第 2 構成

- （1）協議会は、別記 1 に掲げる者を委員として構成する。
- （2）協議会に会長を置くこととし、産業労働局農林水産部農業振興課長がこれに当たる。
- （3）協議会に副会長を置くこととし、産業労働局農林水産部農業振興課基盤整備担当課長がこれに当たる。副会長は、会長に急務等が発生した場合、会長の職務を代行する。
- （4）協議会は、必要に応じて学識経験者等を招聘し、意見を求めることができる。

### 第 3 所掌事項

協議会は、雇用就農推進施設等整備事業（以下「施設整備事業」という。）が円滑かつ適正に推進できるよう事業の事前の精査や事後の評価を行うものとし、所掌事項は次のとおりとする。

- （1）施設整備事業における市町村事業計画等の審査・承認等に関すること。
- （2）施設整備事業実績の評価及び改善指導に関すること。
- （3）実施要綱第 6 の「他の施策等との連携」に関すること。
- （4）その他、施設整備事業の推進指導に関すること。

### 第 4 招集

協議会は、会長が必要に応じて招集し、会務を処理する。

### 第 5 協議会の成立要件

- （1）協議会は委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- （2）協議会の委員は協議会を欠席する場合、委任状を提出することができるものとする。

## 第6 庶務

協議会の庶務は、産業労働局農林水産部農業振興課において処理する。

## 第7 その他

- (1) 第3の(1)及び(2)については、別記2に定める施設整備事業の事業計画等の審査・承認等にあたって留意する事項に十分考慮しなければならない。
- (2) この通知に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## 附則

この協議会の設置については、令和7年4月1日から施行する。

別記 1

| 雇用就農推進施設等整備事業推進協議会委員 |                 |       |
|----------------------|-----------------|-------|
| <b>【委員所属職】</b>       |                 |       |
| 産業労働局 農林水産部 農業振興課    | 農業振興課長          | (会長)  |
|                      | 基盤整備担当課長        | (副会長) |
| 産業労働局 農業振興事務所        | 振興課長            |       |
|                      | 西多摩農業改良普及センター所長 |       |
|                      | 南多摩農業改良普及センター所長 |       |
| 産業労働局 島しょ農林水産総合センター  | 島しょ農業振興担当課長     |       |
| 一般社団法人 東京都農業会議       | 事務局長            |       |
| 公益財団法人 東京都農林水産振興財団   | 農業支援課長          |       |
|                      | 農林総合研究センター副所長   |       |
| その他協議会が必要と認めた者       |                 |       |
| <b>【事務局】</b>         |                 |       |
| 産業労働局 農林水産部 農業振興課    | 農業振興担当          |       |

## 別記 2

### 雇用就農推進施設等整備事業の事業計画等の審査・承認等にあたって留意する事項

協議会における事業計画等の審査・承認等は、計画内容や事業効果等を十分検証することに加え、市町村間や農業者間における公平性にも配慮し、以下の事項を考慮して行うこととする。

なお施設整備事業は、原則として事業実施主体の取組を、市町村を通じて支援することを目的とするため、事業計画の一部のみの承認等を行わない。

#### 1 期待される効果等を踏まえ、以下の事項を考慮する

- ① 事業実施主体の事業計画が、合理的なものであること。
- ② 事業実施主体の計画達成の実現性が高いかどうか。
- ④ 事業実施主体の取組が、地域農業への波及効果を期待できるものであるかどうか。
- ⑤ 導入又は更新する施設・機械は新規性が高く、経営改善上重要な要素であるかどうか。

#### 2 市町村や農業者への支援状況の公平性等を踏まえ、以下の点を考慮する

(1) 本事業及び同様に生産施設等を整備する東京農業経営強靱化事業などの補助事業（以下「施設整備事業等」という。）を過去に導入した農業者（同一経営体内の農業者を含む。）を含む事業実施主体の事業計画については、現時点での当該農業者の施設整備事業等の事業効果を考慮する。

- ① 実施要領に基づく実績報告で、当該農業者に係る事業効果が確認できる時期に到達していない場合は、原則、翌年度の事業計画の承認等を行わない。
- ② 実績報告で、当該事業実施主体に係る事業効果が確認できる時期に到達しており、その直近の目標を達成していない場合等にあっては、原則、翌年度の事業計画の承認等を行わない。

(2) 同一の市町村から提出された複数の事業計画については、絞り込みを求める場合がある。